特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真庭市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県真庭市長

公表日

令和7年6月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務				
	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する事務を行う。 真庭市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等				
②事務の概要	に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
	①保育園等に入園するための申請書、届出書の受付(受理)に関する事務 ②入園要件の確認に関する事務 ③支給認定に関する事務 ④保育料の収納、滞納整理等に関する事務				
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 滞納整理支援システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 番号連携サーバ 5. 中間サーバ				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)子ども・子育て支援関係情	報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第一の94の項				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表				
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 116の項				
	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし				
5. 評価実施機関における	5担当部署 				
①部署	健康福祉部子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	真庭市総務部総務課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1111(代)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	真庭市健康福祉部子育て支援課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1054				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点		
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和]7年4月1日 時点		
3. 重大事	故				
	内に、評価実施機関において特定個 よる重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、そ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 面書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	5შ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネ	シットワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ンステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	ι]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が疎されている

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			Ε]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。マイナンバー入りの書類の逓送等を受ける際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、十分に事前確認を行うよう各振興局に指導している。			

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている [十分に行っている] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効の管理を行い、権限のあるものについては、ユーザ認証の管理を行っている。				